

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（第 23 回）

日時：令和 8 年 2 月 9 日（月）14 時 00 分～15 時 00 分

場所：都庁第一本庁舎 15 階 15F 会議室

議事次第

1 開会

2 報告

（1）レインボーライド 2025・マルチスポーツ開催報告について

（2）事業最適化部会の最終まとめについて

3 審議事項

（1）令和 8 年度事業計画及び収支予算計画について

（2）東京都との協定について

（3）令和 8 年度準備契約予定案件について

4 閉会



**レインボーライド2025／マルチスポーツ
イベントレポート**

レインボーライド2025 開催概要①



<名称> GRAND CYCLE TOKYO レインボーライド2025

<日時> 2025年12月7日（日）

<会場> お台場臨海エリア

<内容> 東京のランドマークであるレインボーブリッジ・東京ゲートブリッジなどを走行でき特別感を味わえるライドイベント。
ハイアマチュアや自転車愛好家はもちろん、ファミリー層など多くの方が参加できるコースを用意。

コース	距離	参加者数	参加料		
			大人（18歳以上）	小学3年生～高校生	VIP（100名）
レインボーロング	約37km	4,500名	15,000円	7,500円	55,000円
レインボーミドル	約20km	1,000名	8,000円	4,000円	55,000円
レインボーショート	約8km	500名	6,000円	3,000円	

<協賛> KNT-CTホールディングス株式会社 / 公益財団法人JKA / シナネンモビリティPLUS株式会社 / 株式会社フォトクリエイト
CBJ合同会社 / プリチストンサイクル株式会社 / 株式会社オージーケーガブト / シマノセールス株式会社 / 株式会社ワイ・インターナショナル
MSネット株式会社 / ベーぐり合同会社 / 株式会社ヨシノパワー・ジャパン / 株式会社あさひ / 株式会社EXプランニング

<参加者数> 約6,000名

<申込枠>

申込枠	募集期間	コース	参加者決定方法
一般枠 (地元枠含む)	特設HPで募集 7/11(金)14時～9/16(火)	レインボーロング レインボーミドル レインボーショート	応募者多数の場合抽選
<ul style="list-style-type: none"> ◆グループ枠（最大6名まで）での応募が可能 ◆当落はグループ単位 ◆地元枠は港区・江東区在住・在勤・在学の方が応募可能（当選の確率UP） 			
VIP枠	特設HPで募集 7/18(金)12時～	レインボーロング レインボーミドル	先着順（定員になり次第終了）
<ul style="list-style-type: none"> ◆出走権の確約 ◆VIP専用の受付場所 ◆待機時間の短縮 ◆スタート位置の優遇 ◆VIP特製ノベルティ（VIP参加者用ジャケット） ◆VIPラウンジ使用（ドリンク&軽食を用意） ◆テストコース出走権（約51km）＊希望者のみ（東京ゲートブリッジ～若洲海浜公園間を2往復） 			
団体枠	問い合わせから申込み	レインボーロング	先着順（定員になり次第終了）
<ul style="list-style-type: none"> ◆都内に所在する自転車クラブで、年間を通じたサイクリング活動を行っている小・中・高校生が活動する部活・クラブを対象（先着100名程度） ◆申込はご本人の参加の如何に関わらず、代表者が申し込み ◆申込時に参加者名簿と2024年度の活動実績を提出 ◆小学生が参加する場合、小学生5人に対し指導者（18歳以上）1名の同伴が必要 			

レインボーライド コース



<スタートセレモニー>

- 登壇者 小池百合子（こいけ・ゆりこ）東京都知事
大久保朋果（おおくぼ・ともか）江東区長 / 清家愛（せいけ・あい）港区長
ケニス・ポッジーバ BIKE NEW YORK CEO / アンドリュー・グールド BIKE NEW YORK COO
武井壮（たけい・そう）GCTアンバサダー / 稲村亜美（いなむら・あみ）GCTアンバサダー
- 司会 宇佐美友紀（うさみ・ゆき）

小池知事 挨拶



アンバサダー 挨拶



記念撮影（BNY協定書）



フォトセッション



小池都知事 スターター



受付 (NOP区画)



スタートゲート (お台場海浜公園)



レインボーブリッジ (折り返し)



レインボーブリッジ (出口)



海の森トンネル (往路)



海の森公園 (中央口からの坂道)



海の森公園 (坂の上広場)



エイドステーション (海の森水上競技場)



エイドステーション (海の森水上競技場)



フォトスポット（海の森水上競技場）



沿道応援（海の森水上競技場）



東京ゲートブリッジ（往路）



沿道応援（若洲海浜公園）



若洲海浜公園



東京ゲートブリッジ（往路・復路）



若洲公園（再スタート）



海の森トンネル（復路）



フィニッシュゲート（シンボルプロムナード公園）



マルチスポーツ 開催概要



<名称> GRAND CYCLE TOKYO マルチスポーツ

<日時> 2025年12月7日（日） 9:30～15:30

<会場> 青海NOP区画

<内容> 大人から子どもまで楽しめる様々なスポーツが体験できるイベントや、トップライダーによる迫力あるデモンストレーション、VR体験、キッチンカー、サイクルショップなど、一日中お楽しみいただける多彩なコンテンツを用意。

【ステージイベント】

木原さん・そらジローふれあいステージ&撮影会、ラブライブ！虹ヶ咲学園スクールアイドル同好会 スペシャルトークショー、それいけ！アンパンマン ショー、TOKYO MX レインボーライド2025生中継、アルバルクチアリーダーパフォーマンス、デフリンピック選手トークショー 他

【体験コンテンツ】

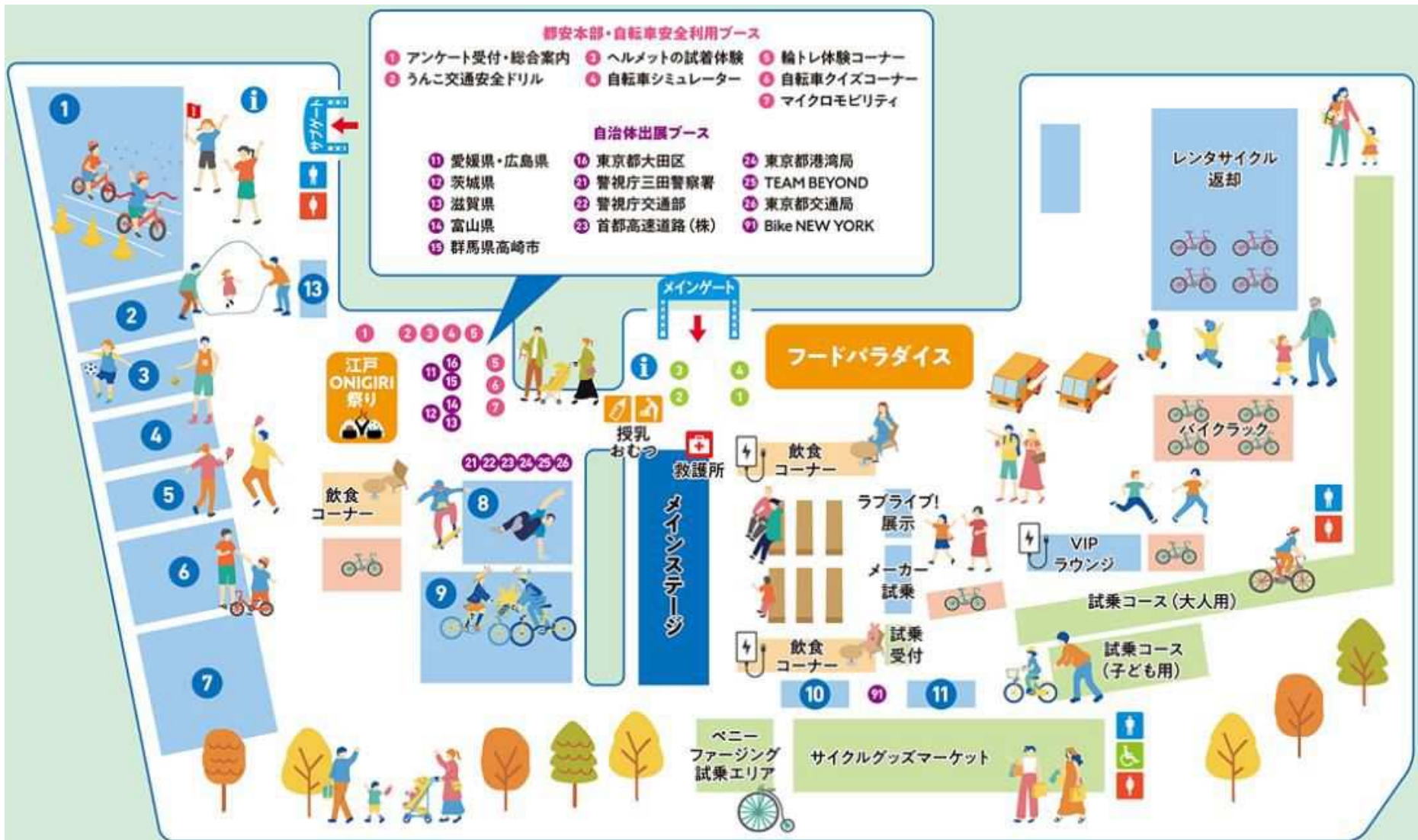
ストライダーカップ、30分で乗れるへんしんバイク自転車教室、日テレ・東京ヴェルディベレーザキックターゲット、読売ジャイアンツ 野球体験ブース、アルバルク東京バスケットシュートチャレンジ、ピックルボール体験、おもしろ自転車パーク、アーバンスポーツ体験、ジャンプロープ競技体験会、スクエアドストレイト(交通事故再現)方式の交通安全教室、バーチャルサイクリング体験、人力発電足漕ぎスロットカーレース

【出展ブース】

フードパラダイス、江戸ONIGIRI祭り、サイクルグッズマーケット、ラブライブ展示&フォトスポット 他

<協賛> KNT-CTホールディングス株式会社 / 公益財団法人JKA / シナネンモビリティPLUS株式会社 / 株式会社フォトクリエイト
CBJ合同会社 / プリチストンサイクル株式会社 / 株式会社オージーケーカブト / シマノセールス株式会社 / 株式会社ワイ・インターナショナル
MSネット株式会社 / ベーぐり合同会社 / 株式会社ヨシノパワー・ジャパン / 株式会社あさひ / 株式会社EXプランニング

<参加者数> 約22,000名



TOKYO MXレインボーライド2025生中継

◆出演者
 サッシャ / 塩川菜摘 / 武井壮 / 稲村亜美 他



オープニング

◆出演者
 サッシャ / 塩川菜摘 / 武井壮 / 稲村亜美



木原さん・そらジローふれあいステージ&撮影会

◆出演者
 木原実 / そらジロー



**命を守る！警視庁からのお知らせと
 オージーケーカブトのヘルメット講座**

◆出演者
 武井壮 / 稲村亜美 / 警視庁交通部 /
 柿山昌範 (オージーケーカブト)



**TOKYOジュニアスポーツアンバサダー
 任命式**

◆出演者
 塩川菜摘 / 渡邊知秀(東京都スポーツ推進本部)/
 Rosy☆Lily (川上ゆあ・村岡結愛・櫻井ありす)



XCROSS AIR JAM

◆出演者
 安達 浩樹 / 安藤 優真 / 北見 栄富 / 遠藤 陸士 /
 府中ストリートスポーツ同好会
 (白井レオン / 白井レエナ / 黄木イチト / 増井チアキ)



**KEIRINグランプリ直前！
 スペシャルトークショー！**

◆出演者
 サッシャ / 塩川菜摘 / 武井壮 / 稲村亜美 /
 深谷知広 / 森田一郎 / ウィンディ / 成沢紫音 / 雛田唯以



デフリンピック選手トークショー

◆出演者
 サッシャ / 塩川菜摘 / 藤本六三志 / 郷原輝久 /
 箕原由加利 / 早瀬久美 / 佐々木琢磨



TEAM BRIDGESTONE Cycling
 トークショー

◆出演者
 サッシャ / 塩川菜摘
 中島康晴 / 長迫吉拓 / 三浦一真 / 木綿峻介 / 宮崎景涼



ラブライブ！虹ヶ咲学園スクールアイドル同好会
 スペシャルトークショー

◆出演者
 サッシャ / 塩川菜摘 / 相良茉優 (中須かすみ役) /
 田中ちえ美 (天王寺璃奈役)



チアリーディングチームACTAS
 (マミ体操クラブ) パフォーマンス



アルバルクチアリーダーパフォーマンス

◆出演者
 アルバルクチアリーダー
 (ERI・ERINA・NAGISA・RIO・KU) / ルーク



それいけ！アンパンマン ショー



©やなせたかし/フレーベル館・TMS・NTV

クロージング

◆出演者
 サッシャ / 塩川菜摘 / 武井壮 / 稲村亜美



開催風景 <体験コンテンツ①>

ストライダーエンジョイカップGCTステージ



読売ジャイアンツ 野球体験ブース



日テレ・東京ヴェルディベレーザ
キックターゲット



アルバルク東京
バスケットボールシュートチャレンジ



ピックルボール体験



30分で乗れるへんしんバイク
自転車教室



おもしろ自転車パーク



アーバンスポーツ体験 (パルクール)



アーバンスポーツ体験 (BMX)



開催風景 <体験コンテンツ②、その他>

アーバンスポーツ体験 (スケートボード)



スクエアドストレイト (交通事故再現) 方式の交通安全教室



バーチャルサイクリング体験



人力発電足漕ぎスロットカーレース



ジャンプロープ競技体験会



試乗コーナー



フォトスポット



飲食コーナー



フィニッシュミール



出展ブース①



出展ブース②



出展ブース③



出展ブース④



出展ブース⑤



協賛社ブース①



協賛社ブース②



協賛社ブース③



協賛社ブース④



協賛社ブース⑤



フードパラダイス①



フードパラダイス②



江戸ONIGIRI祭り



サイクルグッズマーケット①



サイクルグッズマーケット②



サイクルグッズマーケット
(ペニーファージング試乗)



ラブライブ！虹ヶ咲学園
スクールアイドル同好会 展示①

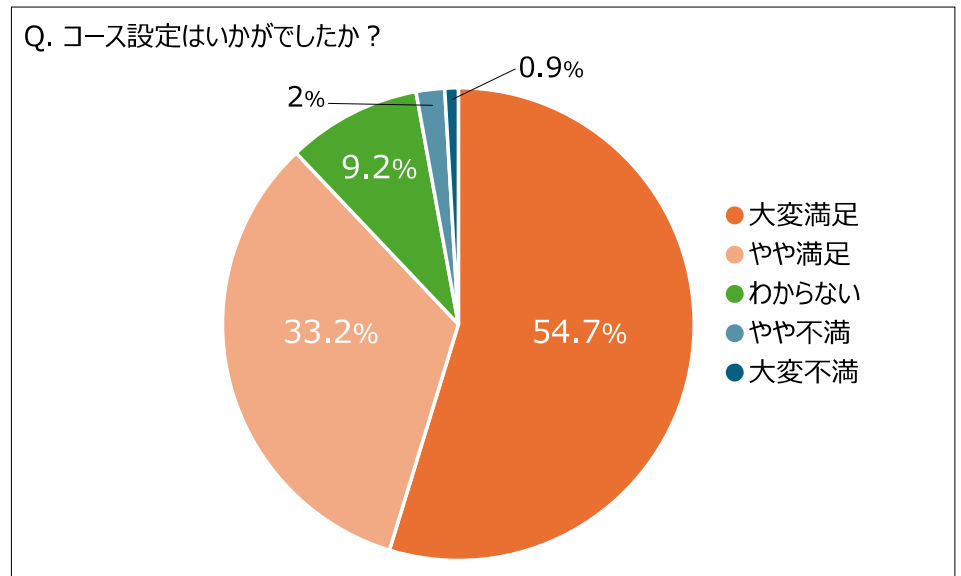
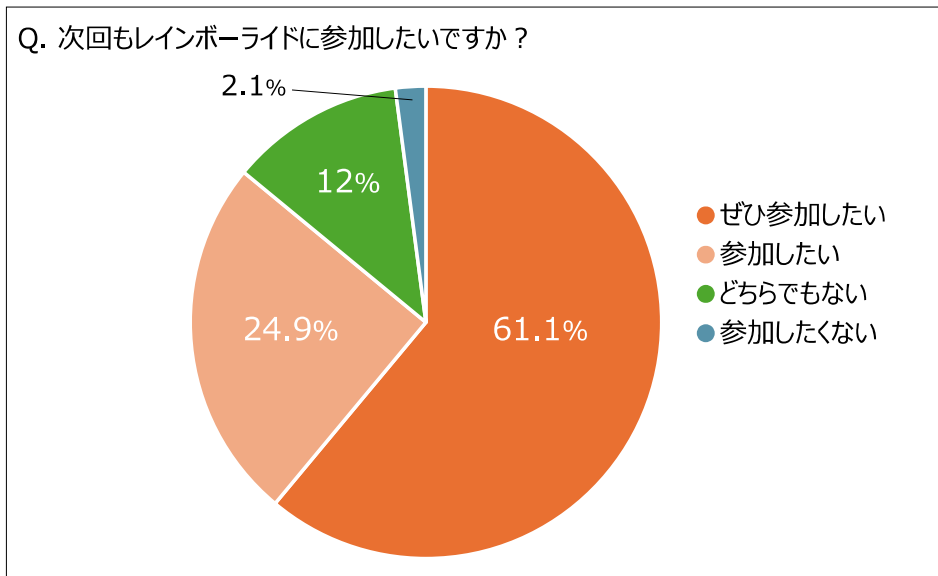
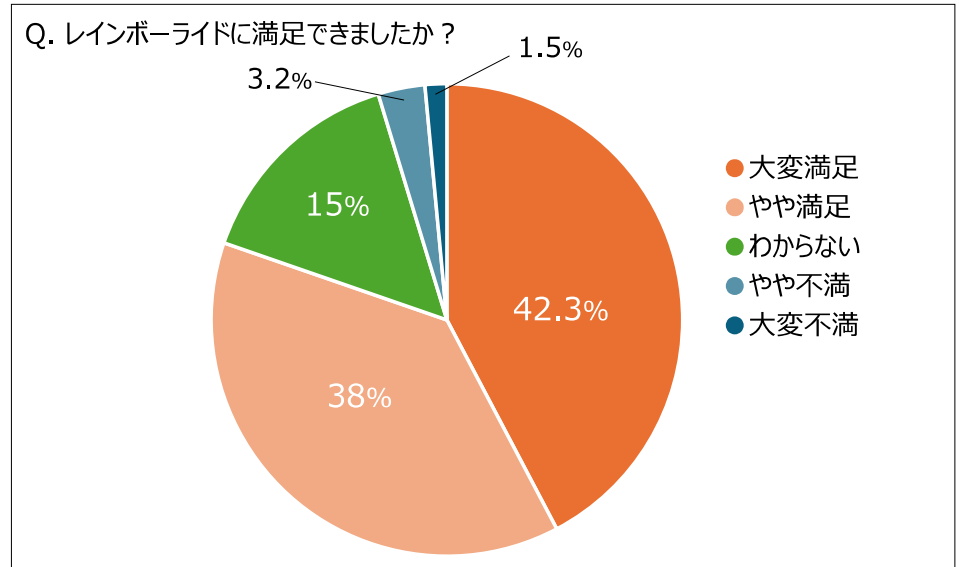
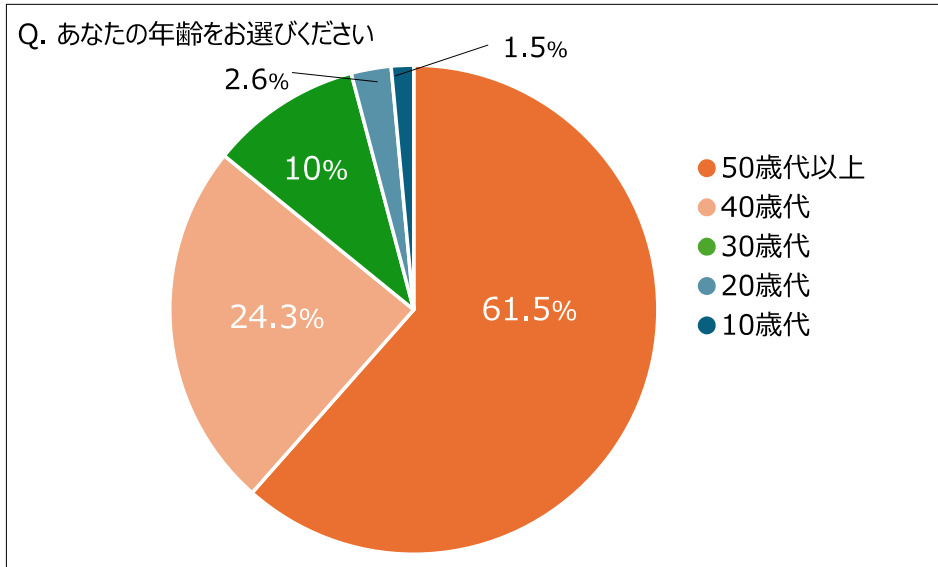


ラブライブ！虹ヶ咲学園
スクールアイドル同好会 展示②



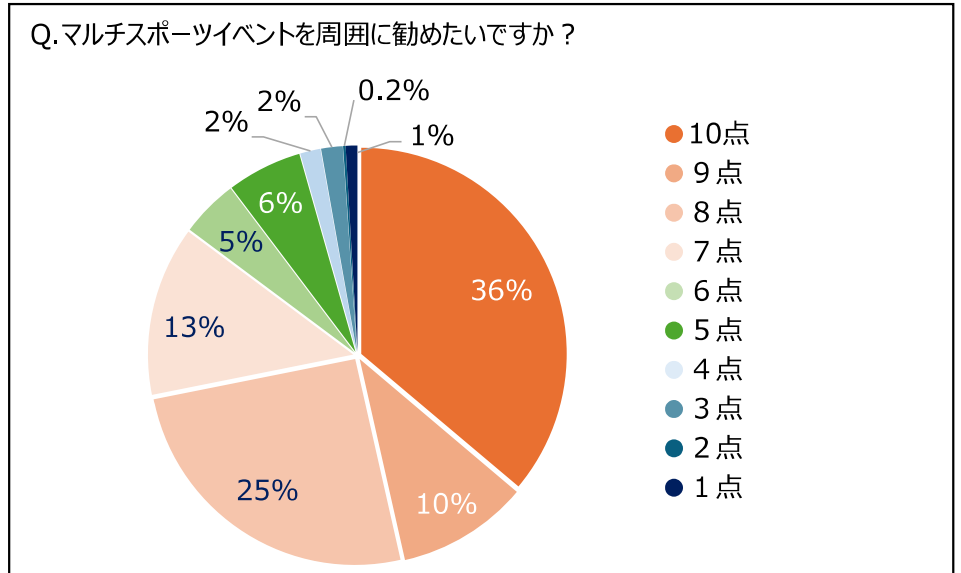
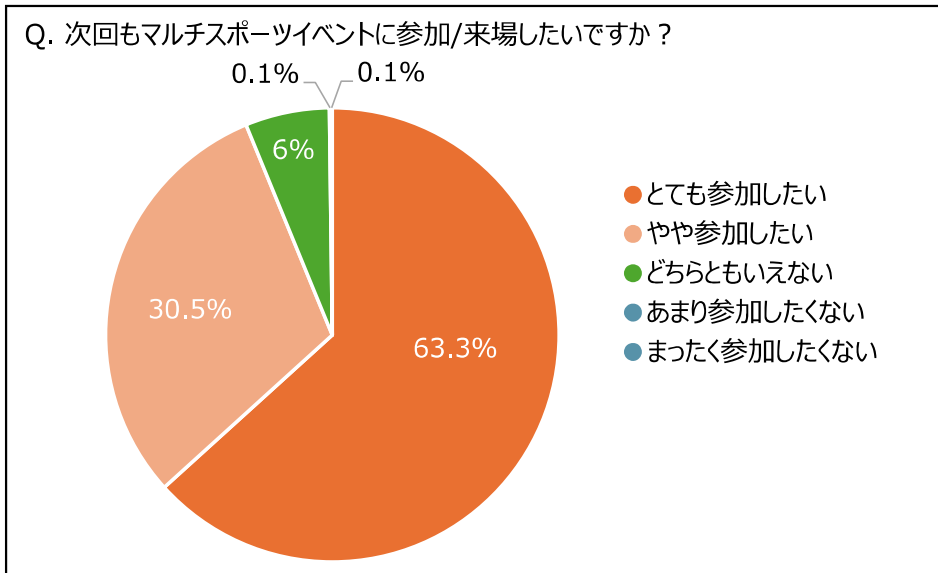
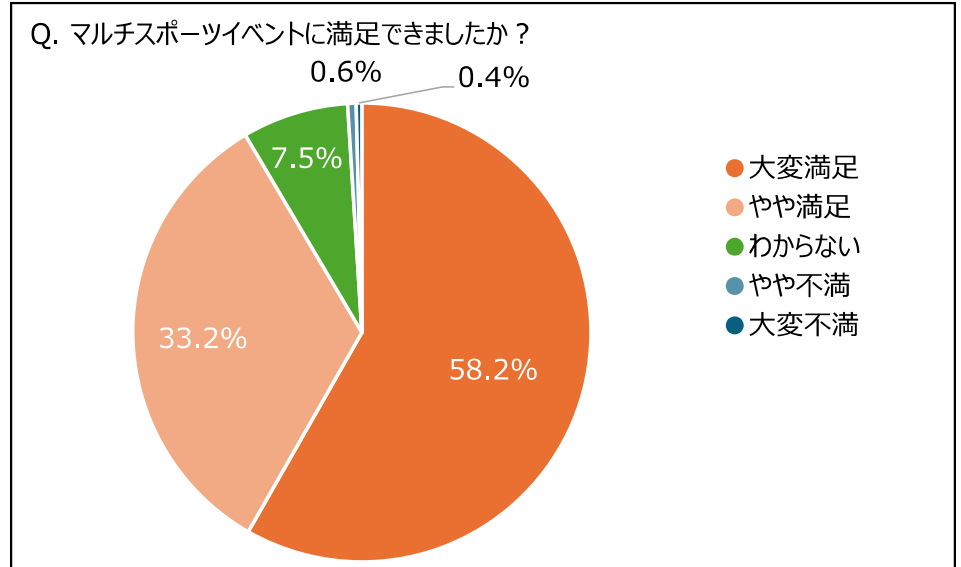
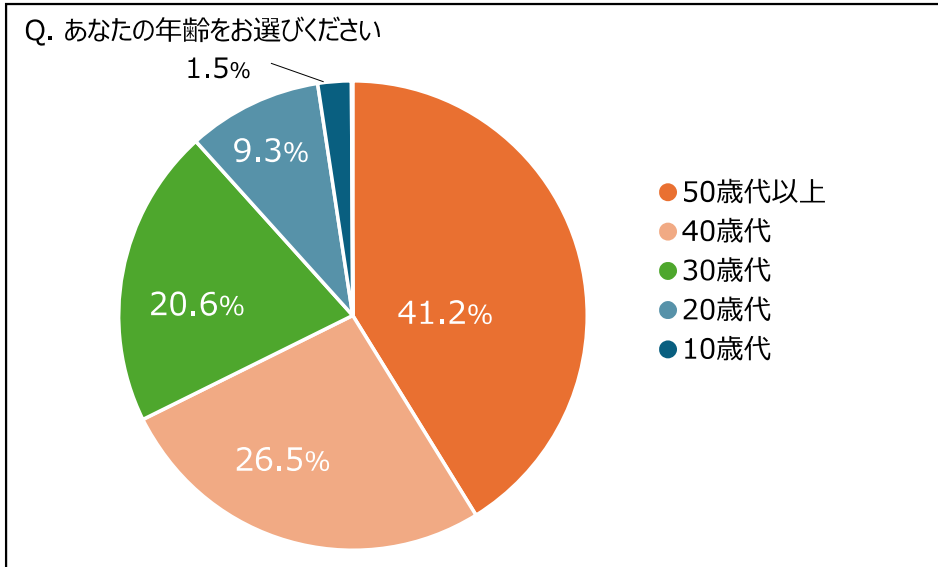
レインボーライド 参加者アンケート

(回答 : 868件)



マルチスポーツ 参加者アンケート

(回答 : 929件)



【第8回事業最適化部会】 GRAND CYCLE TOKYOの事業最適化部会での中間まとめ

開催のあり方 都民支持

- THE ROAD RACE TOKYO・レインボーライド相乗効果の観点から、ロードレースの**周回コース**の設定や両大会の**連携開催の可能性**を検討
- 長距離の交通規制による地元負担**について検討が必要
- ファミリー層から上級者まで、**多くの参加者が楽しめる自転車イベントの展開**

新たな価値創造 収入増

- GCT事業のブランディングとして、**両大会を同時に推進するのは現時点では困難であることから、レインボーライドを主体としたブランディングの推進**
- 海外連携の推進によるブランド価値向上の好循環の可能性**（Bike NewYork、UCI等）
- スポンサー露出が少なく、一層の工夫が必要**

費用対効果

- ロードレースの**周回コースの活用やコースの固定化による費用削減**を検討
- 安全対策費については、安全面を第一に考えたうえで引き続き経費を精査**
- 両大会の**運営方法・費用の効率化**を検討

【第8回事業最適化部会】 GRAND CYCLE TOKYOの事業最適化部会での最終まとめ

開催のあり方 都民支持

- THE ROAD RACE TOKYO・レインボーライド相乗効果の観点から、ロードレースの**周回コースの設定や両大会の連携開催の可能性を検討**
- 地域負荷が少なく初心者でもわかりやすい**エキシビジョンレースの開催**や、**レインボーライドとTHE ROAD RACE TOKYOとの一体感の創出**等、大会価値を高める工夫が必要
- 長距離の交通規制による地元負担**についての検討や**地元にもメリットがあるイベント**にするためにより一層の工夫が必要

新たな価値創造 収入増

- GCT事業のブランディングとして、より相乗効果を高めるため、**レインボーライドを主体としたブランディングの推進**
- レインボーライドは、景観含め海外からの参加者増が期待できるポテンシャルを有することから、**海外連携の推進によるブランド価値向上の好循環の可能性**（Bike NewYork、UCI等）
- 海外連携だけでなく、**他の国内大会との連携を図ることで、自転車のすそ野拡大**につながる
- スポンサー獲得**に向け、露出拡大、ポテンシャルパートナーへの営業等、**より一層の工夫が必要**

費用対効果

- ロードレースの**周回コースの活用等による費用削減**を検討
- 安全対策費**については、**安全面を第一に考えたうえで引き続き経費を精査**
- 入札により**運営会社が毎年替わる**ため、**継続性を持たせるための工夫が必要**

- UCIからは、主催者、大会運営、安全性、観客数等を中心に高い評価
- 沿道観戦数、ネット観戦者数等については、国内外の大会と比較してもトップクラスの数字
- 来場者、ボランティア、SNSでの評価は肯定的
- これだけの大規模な大会を東京で開催することは素晴らしく、安全面においては世界でも稀なレース
- フィニッシュ会場や青梅周回コース上を中心とした盛り上がりなどを見ても、スポンサー獲得含めポテンシャルのある大会
- 前回大会の反省を踏まえ、関係者説明、広報活動を強化したが、住民からの多くの問い合わせ・苦情
- 車移動が多い多摩エリアでの大規模な交通規制は、住民生活や交通事業者の営業活動に多大な影響
- 多摩エリアでの大規模交通規制は、緊急車両横断の件数が増えると対応の遅れにつながりかねないリスクがある
- ワンウェイコースは、国内大会を見ても大変貴重ではあるが、コスト面、地域へのメリット、スポンサー露出の側面から見てもあまり効果が大きいとは言えない



THE ROAD RACE TOKYOについては、GCT事業全体として考える必要があることから、本部会でのレインボーライドの視察結果等も踏まえ、引き続き検討

開催のあり方 都民支持

- 安全管理、運営動線がよく整理されており、**参加者満足度の高い仕組み**が整えられている。
- 通行不可による負担**はあるが、「東京」のイメージ向上との間でバランスがとれている。
- 海の森公園のコース追加など、**以前と比較しコースが改善**されている。
- Bike New Yorkとの連携や国外参加者誘致等に向け、魅力を高めるためには、**多言語対応が重要**。

新たな価値創造 収入増

- エイドステーションは協賛企業が最も活用しやすいPR拠点。食品・飲料企業の参加を促進。
- ライト層向けに**健康、美容、旅行等のブース展開**を行うことで協賛社の裾野が広がる。
- MXを見たという人が多数いた。**地上波生中継の影響は大きい**。
- VIPラウンジのサービスは充実**しており、ホスピタリティの質は高かった。
- 東京湾の景色が良く、ライダーの満足度も高いことから、**海外からの参加者増が期待できる**。
- 2つの大会の**連携による露出の最大化が重要**。週末全体をサイクリングイベントにするなど。

費用対効果

- 以前に比べると**資機材等は減っている**。コース誘導をもう少し明確にした方が良い。
- 安全対策については問題ない。施工の工夫により**資機材の更なる削減が可能**ではないか。
- 入札により運営会社が毎年替わっているが**継続性を持たせるための対応が必要**。

令和8年度 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会 事業計画書

1 以下の事業を実施する。

(1) 臨海部

レインボーライド 2026 及びマルチスポーツ

(2) 多摩地域

THE ROAD RACE TOKYO (自転車ロードレース)

(3) 他大会との連携

他大会との連携に向けた調査・調整等業務

(4) その他

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局運営

2 レインボーライド 2026 及びマルチスポーツの運営・実施

運営マニュアル等に基づき、事業の管理、設営、運営、撤去等、事業実施に付帯する一切の業務を行う。

3 THE ROAD RACE TOKYO の開催準備

令和9年度に開催予定の THE ROAD RACE TOKYO の実施準備に付帯する一切の業務を行う。

4 他大会との連携

他大会との将来的な連携に向け、調査・調整等に付帯する一切の業務を行う。

5 各事業の広報の実施

(1) 開催前

WEB サイトの作成や各種広報媒体、SNS 等の活用により、事業概要周知、事業参加者及びボランティアの募集を行う。また、事業実施に必要な交通規制等に関する広報を実施する。

(2) 開催当日

SNS アカウントからの情報発信、ライブ配信や、出演者による SNS 投稿により更に事業を盛り上げる仕組みを検討し実施する。

(3) 開催後

当日に撮影した写真・動画を編集した振り返りムービーの作成・配信、レポートの作成・配信等により、次回開催に期待を持たせるような仕組みを検討し実施する。

6 各事業の運営事務局運営

(1) 渉外業務

事業実施のために必要な関係機関(自治体、警察、道路管理者、消防等)との協議、協議のために必要な支援及び連絡、調整業務を行う。

(2) 関係官公署等への申請手続

施設、道路、鉄道等に関する利用申請等、事業実施のために必要な申請手続を行う。

(3) 会場・諸室の確保

事業の運営、実施、準備等に使用する会場や諸室の確保を行う。

(4) 出演者の選出及び調整

イベントの出演者や司会進行者、招待選手等を選出し、スケジュールや出演交渉等の調整を進める。

(5) コールセンターの設置・運営

運営事務局にコールセンターを設置し、各事業の内容等に係る一般の方等からの問合せに対して適切に対応する。

7 実行委員会事務局運営

(1) 事業の経理

会計管理等、事業の経理を行う。

(2) 事務局窓口の設置・運営

各種調整を行う際の事務局窓口を設置し、運営する。

(3) 実行委員会の開催、準備・運営補助

事業の意思決定機関として、2か月に1回程度、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会又は専門部会を開催する。開催に当たり、関係者等との連絡調整や必要な資料の作成等についても行う。

令和8年度GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会 収支予算書

収入の部

(単位:千円)

科目	予算額	備考
東京都負担金	762,200	
事業収入	80,000	・参加料 70,000千円 ・協賛金 10,000千円
収入合計	842,200	

支出の部

(単位:千円)

科目	予算額	備考
事業費等	842,200	・レインボーライド・マルチスポーツ 722,200千円 ・THE ROAD RACE TOKYO 100,000千円 ・他大会との連携 20,000千円
支出合計	842,200	

令和8年度 GRAND CYCLE TOKYO 事業に係る協定書

東京都（以下「甲」という。）と GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとするとともに、東京の魅力を国内外に発信することを目的とし、様々なイベント等を GRAND CYCLE TOKYO として実施している。甲及び乙は、この取組を一層推し進め、東京におけるサイクルスポーツ文化を醸成し、「スポーツフィールド・東京」の実現へとつなげていくことを目的として、GRAND CYCLE TOKYO 事業（以下「本事業」という。）を相互に連携・協力して実施する。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（事業の内容）

第3条 事業の内容については、別紙1「令和8年度 GRAND CYCLE TOKYO 事業 事業計画書」（以下「事業計画書」という。）のとおりとする。

（業務分担）

第4条 事業の実施における甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

（1）甲の業務分担

- ア 事業の企画、広報及び実施に当たっての指導、助言及び監督
- イ 広域的な広報に関すること。
- ウ 事業実施に係る経費の負担に関すること。
- エ 都庁内各局、国、関係自治体、関係機関、地元関係者、政策連携団体等との調整に関すること。
- オ その他甲が必要と認めること。

（2）乙の業務分担

- ア 事業の企画及び実施に関すること。
- イ 事業の広報に関すること。
- ウ 事業の経理に関すること。
- エ アからウに必要な調整に関すること。
- オ その他乙が必要と認めること。

（経費の負担）

第5条 事業に要する経費は、甲の分担業務に係るものを除き、甲の分担金をもって充てることとする。

2 甲の分担金の支出対象経費は、事業計画書及び別紙2「令和8年度 GRAND CYCLE TOKYO 事業 収

支予算書」(以下「収支予算書」という。)に掲げるものに充てなければならない。ただし、甲が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

3 事業の実施における甲の分担金は、金 762,200,000 円を上限とする。

(負担金の交付申請)

第6条 乙は、負担金の交付を受けようとするときは、負担金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる関係書類を添えて甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款・役員一覧
- (4) 確認書(誓約書)
- (5) 公金取扱者設置届出書
- (6) その他甲が必要と認める書類

2 乙は、前項に基づく提出を行うに当たって、スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、当該ガバナンスコードに係るセルフチェックシートによる自己説明を行った上、提出及び公表を行うものとする。

(負担金の交付決定)

第7条 甲は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行い、適正と認められる場合、負担金の交付を決定するものとし、乙に対して、負担金交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

- 2 甲は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、負担金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて負担金の交付を決定することができる。
- 3 甲は、負担金の交付を決定する場合において、交付事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の撤回)

第8条 乙は、第7条(負担金の交付決定)の規定により通知を受けた場合において、当該通知に係る負担金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知の受領後、指定する期日までに、申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 甲は、この負担金の交付決定後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の規定による負担金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他負担金の交付の決定後生じた事情の変更により交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 第1項の規定による負担金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対

しては、次に掲げる経費に係る負担金を交付することができる。

(1) 交付事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 交付事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 前項の負担金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る交付事業についての負担金に準ずるものとする。

5 第7条（負担金の交付決定）の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

（承認事項）

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ書面により申請し、甲の承認を受けるものとする。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 交付事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（状況報告）

第11条 甲は、交付事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、交付事業の進捗に関して報告を求め、又は実地調査することができる。

2 甲は、前項に規定する報告等に基づき、交付事業が負担金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に従っていないと認めるときは、乙に対して必要な指示をすることができる。

（交付事業の遅延等の報告）

第12条 乙は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は交付事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び状況を書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 乙は、交付事業が完了したとき、又は負担金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、1か月以内に事業完了報告書（様式第3号。以下「完了報告書」という。）に収支決算書（様式第4号）その他関係書類を添えて甲へ提出し、承認を得なければならない。

（負担金の額の確定等）

第14条 甲は、第13条（実績報告）に規定する完了報告書等の提出があった場合に、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付事業の成果が負担金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、その額を負担金交付確定通知書（様式第5号）により、乙に通知するものとする。

（負担金の支払方法）

第15条 負担金の支払は、第14条（負担金の額の確定等）の規定により、乙に対してその確定額

を交付することとする。ただし、甲と乙との間で別途協議の上、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号。以下「会計規則」という。）第83条第1項第4号により概算払を実施することができることとし、その際は、乙からの請求に基づいて交付するものとする。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により負担金の概算払を受けようとするときは、請求書に年度計画書を添えて甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、当該概算払に基づく精算を、会計規則第83条第2項の規定により速やかに行い、負担金精算書（様式第6号）を甲に提出しなければならない。
- 4 概算払は、原則として四半期ごとに行うものとする。ただし、甲と乙の協議の上、変更することができる。

（是正のための措置）

第16条 甲は、第14条（負担金の額の確定等）に規定する調査等の結果、交付事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、乙に対し、交付事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

- 2 第13条（実績報告）の規定は、前項の命令により乙が必要な処置をした場合について準用する。

（交付決定の取消）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により、負担金の交付を受けたとき。
- （2）負担金を交付事業以外の用途に使用したとき。
- （3）交付決定を受けた交付事業者の代表者、役員又は職員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （4）負担金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令並びにこの交付の決定に基づく命令又は本協定に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第14条（負担金の額の確定等）の規定により交付すべき負担金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 第7条の規定（負担金の交付決定）は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（負担金等の返還）

第18条 甲は、第9条（事情変更による決定の取消等）又は第17条（交付決定の取消）の規定により負担金の交付決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 甲は、乙に交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う負担金の返還）

第19条 乙は、交付事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により負担金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定報告書（様式第7号）により速やかに甲に報告しなければならない。なお、甲は、乙から報告があつ

た場合、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 乙は、交付事業実施に当たって要綱の策定又は第三者と協定等の締結を行う場合には、それらの文書に前項に相当する内容を規定しなければならない。その上で、当該第三者から交付事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還があった場合には、速やかに甲へ返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第20条 乙は、第17条（交付決定の取消）及び第18条（負担金等の返還）の規定により交付決定の全部又は一部の取消を受け、負担金の返還を命じられたときは、その命令に係る負担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年十・九五パーセントの割合で計算した違約加算金（百円未満の端数があるときはその額を切り捨てる。）を納付しなければならない。ただし、乙の責によらない天災地変等の事情による取消に基づく場合は、この限りではない。

- 2 乙は、第18条（負担金等の返還）の規定により負担金の返還を命じられた場合において、これを返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金（百円未満の端数があるときはその額を切り捨てる。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第21条 負担金が二回以上に分けて交付されている場合における第20条（違約加算金及び延滞金）第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する負担金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 第20条（違約加算金及び延滞金）第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金額が返還を命じた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた負担金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 甲が第20条（違約加算金及び延滞金）第2項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を命じた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の負担金の一時停止等)

第23条 乙に対し負担金の返還を命じ、乙が当該負担金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき負担金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該負担金と未納付額とを相殺するものとする。

2 甲は、第17条（交付決定の取消）第1項第1号に基づき交付決定の取消しを行ったときは、乙を、当該処分を行った年度の翌年度から5年以内の期間において、当該交付事業及び甲が別に指定する甲実施のスポーツ関連事業における負担金等の交付対象者から除外することができる。

（財産処分の制限）

第24条 乙は、交付事業により取得し、又は効用が増加した次に掲げる財産を、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。ただし、負担金の交付の目的、交付又は当該財産の耐用年数を勘案して別に甲が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（1）不動産

（2）船舶

（3）前2号に掲げるものの従物

（4）立木

（5）工作物、機械及び器具で、甲が指定するもの

（6）前各号のほか、負担金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

（交付事業の経理及び公金取扱者）

第25条 乙は、負担金に係る経理について、交付事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、本事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

2 乙は、当該事務に係る責任者を公金取扱者として設置し、その旨を公金取扱者設置届出書（様式第8号）により、第6条に規定する交付申請の際に、都へ届け出なければならない。

（印刷物の承認）

第26条 乙は、甲の名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に印刷原稿を甲に提出し、その承認を得るものとする。

（個人情報の取扱い）

第27条 甲及び乙が、第4条に規定する分担業務により取得した個人情報（以下「取得個人情報」という。）は、各々が保有する個人情報とする。

2 甲及び乙は、各々が保有する取得個人情報を、相互に共同して利用する場合、甲及び乙は、共同して利用する取得個人情報の項目、甲及び乙において共同利用する旨、共同利用する目的、及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。）が知ることができるよう措置する。

3 甲及び乙は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行うものとする。

4 乙は、保有する取得個人情報について、関係法令等を遵守し、適切に管理する体制があることを疎明する資料として、個人情報安全管理水準届出（別記様式第1号）を甲に提出する。

5 本協定による業務を処理する上で、甲及び乙以外の第三者が個人情報を取得し保有する場合の

取扱いについては、甲乙間で別途協議する。

- 6 甲又は乙の一方が、他方の保有する取得個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した取得個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該他方に文書で報告する。
- 7 甲及び乙は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。
- 8 甲又は乙の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

(機密情報の取扱い)

第28条 乙は、事業実施に当たって収集した企業情報等の機密情報（以下「機密情報」という。）を第三者に漏えいしてはならない。

- 2 乙は、事業実施に当たって収集した機密情報について、善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理し、保持する義務を負う。
- 3 乙は、事業実施に当たって収集した機密情報について、事業に必要最小限度の範囲の者に限り使用させることができるものとする。この場合、乙は機密情報に接する者に対し、乙と同様の機密保持義務を負わせるものとする。
- 4 乙は、第三者に分担業務を委託する場合、委託先及びその従業員に対し、乙と同様の機密保持義務を負わせ、管理しなければならない。

(著作権の取扱い)

第29条 乙が事業実施に伴い作成する制作物に係る著作権については、乙に帰属する。ただし、甲がその利用の権利を求める場合には、無償で利用する権利を甲に許諾するものとする。

- 2 前項に係る著作権は、第11条により協定の解除が行われた場合には、甲に譲渡されるものとする。
- 3 前二項の規定については、乙が事業実施に伴い作成する制作物を乙以外の者に作成させる場合においても同様とする。

(事業の内容の変更又は中止に伴う協議)

第30条 公益上の理由その他本協定締結後に生じたやむを得ない事情により、甲又は乙が事業計画書に記載する事業の内容を変更し、又はその一部若しくは全部を中止しようとするときは、あらかじめ双方で協議の上、これを決定するものとする。

- 2 前項の場合において、事業を進めるために既に支出した経費の負担、変更又は中止に伴う損害賠償及び必要な事務処理についても、あらかじめ協議の上、決定するものとする。

(補則)

第31条 本協定に係る負担金の交付に関しては、本協定に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及びスポーツ推進本部における協定等に基づく負担金等交付要綱（令和8年1月30日付け7ス推企第645号）の定めるところによる。

2 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は前項に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年4月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

乙 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会

代表者 委員長 中村 倫治

3 (3) 令和8年度準備契約予定案件について

No.	案件	内容	契約締結方法	概算額
1	レインボーライド2026・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託	レインボーライド2026・マルチスポーツイベントの運営に向けた実施計画の作成、協賛獲得に向けた活動、イベントの運営に向けた準備、当日の運営及び広報に係る業務等を委託する。	指名競争入札 (総合評価方式)	約6億5,000万円
2	他大会との連携に係る調査委託	GCT事業の海外への発信強化、Bike New Yorkとの連携を中心とした海外連携の推進等を目的として、今後の国内外の他大会との連携について、具体的な戦略・方法・諸条件等を調査検討する。	指名競争入札	約2,000万円
3	法律相談業務委託	4月1日から3月末までの間、GRAND CYCLE TOKYOに関する法律相談業務を委託する。	随意契約 (見積競争)	約200万円

3 (3) No.1 「レインボーライド2026・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託」

1 計画概要

概要

- 地域と一体となった自転車イベントとして、定着しつつある本イベントを継続開催し、さらなる認知度の向上を図っていく
- 多くの方の注目を集めるイベントにすることで、自転車の普及促進や安全啓発、東京の新たな魅力の発信などを行っていく

事業内容

■開催日

令和8年11月23日(月・祝)(予定)

■参加者数・来場者数

レインボーライド：約6,000人～7,000人、
マルチスポーツ：約20,000人

■レインボーライド

令和7年度コースを基本とするレインボー&東京ゲートブリッジを通るコースなど、全3コース
(8km, 20km, 37km ※VIP特典として51km)

【取組のポイント】

- ・エイドのサービス充実により、更なる満足度向上を図る
- ・インバウンド獲得に向けた多言語対応の強化や海外でのPR

■マルチスポーツ

自転車のデモ、VR、試乗体験、安全啓発や各種スポーツ体験、ステージコンテンツ等を実施予定

■気運醸成

Bike NY、都イベントなどにブース出展を実施し、イベントのPRや自転車安全啓発を行う予定

【参考 令和7年度コース】



2 仕様書の概要

【仕様書の構成】

○仕様書：実施してもらう内容を記載

○別紙：計画の詳細及び、受注者から提案して欲しい事項を記載

【仕様書本編】

仕様書	主な項目
1. イベント概要	臨海部で自転車ファンライド、スポーツ体験イベントを開催
2. 計画の策定、提案	・ 別紙 ⇒ ①全体計画 ②レインボーライド計画 ③マルチスポーツ計画 ④広報 各種、実施の詳細及び提案内容を提示
3. 運営実施	・ 各種マニュアル作成 ・ 会場の設営・撤去 ・ コールセンター設置 ・ 気運醸成イベント ・ ウェブサイト運営 等
4. イベント準備	・ 定例会（打合せ）の実施 ・ 関係機関との協議・申請及びの協議資料作成 等
5. 成果品	・ 提出物 等

【仕様書別紙 主な提案事項】

仕様書	カテゴリー	主な提案項目
1 全体計画		組織体制、実績、スケジュールなど
2 レインボーライド 運営計画	参加者満足度向上	コース上の演出（沿道応援、フィニッシュ地点の盛り上げ）、参加賞、エイドステーションの充実 など
	参加者募集計画	参加者6,000人～7,000人に対するライドの運営管理 など
	スタート/フィニッシュ計画	受付フロー（待機時間縮減、車検の効率化）、スタートセレモニー、VIPホスピタリティなど
	安全対策	確実な安全管理や効率化による資機材及び人材の削減 など
3 マルチスポーツ 運営計画	各コンテンツ運営	集客につながるコンテンツや出演者の提案 自転車安全啓発に繋がる内容の提案 など
	雨天対策等	雨天でも集客を見込めるコンテンツの提案、防寒対策 など
4 広報計画	広報戦略	GCTの認知度向上、レインボーライド参加者応募やマルチスポーツ当日来場者の増加につながる広報戦略の提案 など
	インバウンド獲得	多言語対応の実施、BNYでのPRを含む広報戦略の提案 など
	アンバサダー	GCTの普及、定着に寄与するアンバサダーの活用方法 など
5 その他		協賛募集計画の提案（将来的な協賛社へのアプローチ含む）

3 採点基準

○本委託業務における業者選定は総合評価方式によることとし、技術点及び価格点は以下のとおりとする。

【技術点】

全体	事業目的の理解、整合性 など	10点	5%
レインボーライド	参加者満足度向上、安全対策効率化 など	60点	30%
マルチスポーツ	コンテンツの魅力、雨天時対策 など	30点	15%
広報計画	効果的な広報戦略、インバウンド獲得、アンバサダーの活用 など	40点	20%
その他	協賛募集計画 など	20点	10%
業務実施体制等に関する事項	適正な人員体制・実績、スケジュール など (実績の配点は、20点)	20点	10%
政策的評価項目	都の政策目的の実現を支援する事業者の取組 (環境マネジメント、女性活躍推進など)	20点	10%
合計		200点	100%

※過去3年間の指名停止処分の場合20点減点

【価格点】

$$\text{価格点} = 100点 - (\text{入札価格} / \text{予定基準価格}) \times 100点$$

4 技術審査委員会の設置及び審査委員

審査に伴い、「レインボーライド2026・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託技術審査委員会設置要綱」を制定し、審査委員会を設置する

審査委員（案）

敬称略

所属・役職	氏名	備考
東京都障害者スポーツ協会 スポーツ振興部長	藤田 勝敏	パラ関係 [臨海部会委員]
東京都都民安全総合対策本部総合推進部長	馬神 祥子	行政（安全啓発）
東京都スポーツ局推進本部スポーツ担当部長	武田 文彦	行政（スポーツイベント）
東京都スポーツ協会 事務局次長	金子 玲賢	スポーツ競技運営
元自転車競技選手	藤野 智一	学識（自転車関係）
法政大学スポーツ健康学部 准教授	片上 千恵	学識（大学関係）

1 GCTにおける海外連携について

- 令和6年 UCIバイクシティラベルを取得
- 令和7年 Bike New Yorkとパートナーシップ協定を締結
- 事業最適化部会において「海外連携の推進によるブランド価値向上」、「他の国内大会との連携によるすそ野拡大」等の意見



→ **GCTブランドの更なる価値向上のため、今後の海外連携等に係る具体的施策を検討**

2 契約内容

【概要】

GCT事業の海外への発信強化、Bike New Yorkとの連携を中心とした海外連携の推進等を目的として、今後の国内外の他大会との連携について、有効な戦略・方法・諸条件等を調査検討する

【仕様内容】

- ・ 国内外の他大会に関する基本情報、組織、財務・協賛等を調査
- ・ 連携に関する制度、財務・協賛、メリット等の詳細を検討 等

3 契約方式等

契約方式：競争入札

概算額：約20,000千円